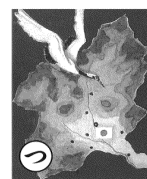




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月8日(金) 第9748号

目次

ページ

告示

- 群馬県県税条例第21条第1項の規定による告示(税務課) 2
- 家畜伝染病発生報告(畜産課) 3
- 都市計画事業の認可(都市計画課) 3
- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 3

公告

- 地域森林計画の案(林政課) 4
- 地域森林計画変更計画の案(同) 4
- 同 4
- 同 4
- 土地改良区の定款変更認可(農村整備課) 5
- 開発工事の完了(建築課) 5

病院事業告示

- 群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示の一部改正(総務課) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第186号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例の規定による申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和元年10月12日以降に到来するものについては、証紙徴収の方法による納付及び条例第147条の12第1項の規定による自動車税環境性能割の申告納付に係るものを除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山 本 一 太

都道府県名	指定地域
岩手県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮城県	角田市 伊具郡丸森町
福島県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井柞淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、栗佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

◎群馬県告示第187号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和元年9月9日	前橋市	法令殺
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	令和元年9月19日	太田市	法令殺

◎群馬県告示第188号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、みどり都市計画事業を令和元年11月8日次のとおり認可した。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 施行者の名称 みどり市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 みどり都市計画公園事業 5・4・1号 西鹿田グリーンパーク
- 3 事業施行期間 令和元年11月8日から令和6年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 群馬県みどり市笠懸町地内
 - (2) 使用の部分 群馬県みどり市笠懸町地内

◎群馬県告示第189号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から適用する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

「高崎市農業協同組合 高崎市中上居町424(佐野支店)」を「高崎市農業協同組合 高崎市中上居町424(佐野支店) 井草正喜 高崎市中上居町1508-33(山城屋商店)」に、「公益財団法人群馬県交通安全協会 前橋市江田町448-1(群馬県自動車教習所)」を「公益財団法人群馬県交通安全協会 前橋市光が丘町11-4(山城屋商店)」に改める。

■ 公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により、次のとおり西毛地域森林計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県森林環境部林政課、群馬県西部森林環境事務所、群馬県藤岡森林事務所、群馬県富岡森林事務所及び下記包括区域の市町村において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
西毛	令和2年4月1日から 令和12年3月31日まで	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、 下仁田町、南牧村及び甘楽町

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、次のとおり利根上流地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県森林環境部林政課、群馬県利根沼田森林環境事務所及び下記包括区域の町村において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根上流	平成28年4月1日から 令和8年3月31日まで	川場村及びみなかみ町

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、次のとおり利根下流地域森林計画変更計画の案を定めた。

なお、計画の案は、群馬県森林環境部林政課、群馬県渋川森林事務所、群馬県桐生森林事務所及び下記包括区域の市村において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
利根下流	平成29年4月1日から 令和9年3月31日まで	桐生市、渋川市及び榛東村

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定により、次のとおり吾妻地域森林計画変更計画の案を

定めた。

なお、計画の案は、群馬県森林環境部林政課、群馬県吾妻森林環境事務所及び下記包括区域の町において公告の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

森林計画区	計画期間	包括区域
吾妻	平成30年4月1日から 令和10年3月31日まで	中之条町、長野原町及び草津町

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により甘楽多野用土地改良区の定款の変更を令和元年10月28日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上之手1606-1	佐波郡玉村町大字板井1116番地1 H・コートクレール106 八木俊聡、八木智子
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字山王121、122	邑楽郡大泉町富士3-4-1 株式会社日装 代表取締役 柴田信昭
3	邑楽郡邑楽町大字中野字下中野5163-3、5163-9、5163-10、5220-3、5220-8	邑楽郡邑楽町大字中野5163番地1 大塚知也
4	邑楽郡板倉町大字内蔵新田字原橋下215-1、216、217-1、217-2の一部、218、219、221-1、222-1、223-1、224-3	東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 永松文彦
5	北群馬郡吉岡町大字大久保3541-1、3541-2、3541-3、3542	北群馬郡吉岡町大字上野田331番地の1 社会福祉法人吉岡会 理事長 河合祖信

■ 病院事業告示

◎病院事業告示第3号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の規定により病院事業の管理者の権限を行う知事が定める額の告示(平成25年群馬県病院事業告示第3号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和元年11月8日

群馬県知事 山本 一 太

表県立がんセンターの部に次のように加える。

予防接種料(入院患者に限る。)	インフルエンザ	1回につき	5,100円
-----------------	---------	-------	--------

表県立精神医療センターの部に次のように加える。

予防接種料	条例第7条第2項本文、第8項及び第9項の規定の例により算定した額に100分の110を乗じて得た額。ただし、条例第7条第8項及び第9項の規定に定めのない薬剤を使用した場合の薬剤の金額は、当該薬剤の購入価額とする。上記の金額に10円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。
-------	--

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111